

○総務省告示第二百九十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>〔一〇六 略〕</p> <p>六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>〔七〇二十二 略〕</p>
改正前	<p>〔一〇六 同上〕</p> <p>六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>〔七〇二十二 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

○総務省告示第二百九十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

電 出 線

電 出 幅

次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無 線 局	周 波 数
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,645MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,480MHz以下 3,600MHzを超え4,100MHz以下 4,500MHzを超え4,900MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 28,3GHzを超え29,5GHz以下
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下 (注) 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,645MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,480MHz以下 3,600MHzを超え4,100MHz以下 4,500MHzを超え4,900MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 28,3GHzを超え29,5GHz以下

[同左]

無 線 局	周 波 数
1 [同左]	718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,645MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,480MHz以下 3,600MHzを超え4,100MHz以下 4,500MHzを超え4,900MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 28,3GHzを超え29,5GHz以下
2 [同左]	773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下 (注) 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,645MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,480MHz以下 3,600MHzを超え4,100MHz以下 4,500MHzを超え4,900MHz以下 27GHzを超え28,2GHz以下 28,3GHzを超え29,5GHz以下

[注 略]

[注 同左]

[3・4 同左]

[3・4 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第二百九十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第5まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第2、別表第二号の四並びに別表第三号の五の規定に基づき、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第23号 無線設備の規格コード

別表第23号 [同左]

項	目	コード
[略]	[略]	[略]
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局		T D N R 2
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備のうち、ローカル5Gの無線局		L O 5 G
[略]	[略]	[略]

項	目	コード
[同左]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の6の12第2項に規定する陸上移動局の無線設備		T D N R 2
[同左]	[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記号は括弧である。

○総務省告示第二百九十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二第一項第二号ロ及び第二項第二号ロ、別表第二号第12の6(2)コ及び第12の6(3)オ並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第二十三号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔二 略〕</p> <p>二 二七GHzを超え二八・二GHz以下又は二八・三GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信装置の技術的条件</p> <p>〔1～6 略〕</p> <p>7 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告ITU-Tに準拠するネットワークを識別するためにローカル5Gの基地局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則表第九号に掲げる「IS1」の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>8 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告ITU-Tに準拠する端末設備を識別するためにローカル5Gの陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則表第九号に掲げる「IS1」の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を送信するもの技術的条件</p> <p>〔1～6 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第二百九十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1〕13 略</p> <p>14 ローカル5Gの陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔二〕略</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1〕13 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔一〕同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第二百九十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十一条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔1 略〕</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合することの実実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又は Third Generation Partnership Project に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができる者に限る。）であることとする。</p> <p>〔1 5 6 略〕</p> <p>7 施行規則第十五条の三第二号(13)に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準</p> <p>8 施行規則第十五条の三第二号(14)及び第七号の四に掲げる規格 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準</p> <p>9 略</p> <p>10 施行規則第十五条の三第二号(20)及び第七号の三(1)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準</p> <p>11 施行規則第十五条の三第二号(21)及び第七号の三(2)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準</p> <p>三 二の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第二号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合することの実実は、次の各号に掲げる措置を行ったもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>1 次のいずれかの措置を行うこと</p> <p>(一) 無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又は Third Generation Partnership Project に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の表示により確認すること</p> <p>(二) 略</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>〔1 同上〕</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の五第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合することの実実は、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M. 1457、M. 1581 又は M. 2012 に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができる者に限る。）であることとする。</p> <p>〔1 5 6 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>7 略</p> <p>〔同上〕</p> <p>8 施行規則第十五条の三第二号(20)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項に規定する技術基準</p> <p>9 施行規則第十五条の三第二号(21)に掲げる規格 線設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準</p> <p>〔同上〕</p> <p>1 次のいずれかの措置を行うこと</p> <p>(一) 無線設備が二の各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告 M. 1457、M. 1581 又は M. 2012 に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されている旨を、当該無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の表示により確認すること</p> <p>(二) 同上</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第二百九十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ロ及びハ並びに第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備</p> <p>〔1～10 略〕</p> <p>11〕 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告ITU-Tに準拠するネットワークを識別するために基地局及び陸上移動中継局が使用する番号は、九九九〇〇二とすること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則表第九号に掲げる351の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>12〕 国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告ITU-Tに準拠する端末設備を識別するために陸上移動局が使用する番号は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うもの又は電気通信番号規則表第九号に掲げる351の指定を受けた電気通信事業者から当該電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を受けるもの等にあつてはこの限りではない。</p> <p>総務大臣が指定する九九九〇〇二から始まる十五桁の十進数字</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔1～10 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○総務省告示第二百九十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号へ、第四十九条の六の十第一項第一号へ、第四十九条の六の十二第二項第一号へ及び第四十九条の二十九第一項第一号ホの規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信は、二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であつて、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許人を提供主体とする役務の用に供するものとする。

○総務省告示第二百九十九号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三（二）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三（二）の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>第 1 無線局 (船舶局、船舶地球局、携帯無線通信 (設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)) を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム (設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。)) の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル 5 G (設備規則第十五号に規定するものをいう。以下同じ。)) の基地局を 除く。) の検査実施要領 [1 ～ 3 略]</p> <p>[第 2 略]</p> <p>第 3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル 5 G の基地局の検査実施要領 [1 ～ 3 略]</p>	<p>第 1 無線局 (船舶局、船舶地球局、携帯無線通信 (設備規則第三条第一号に規定するものをいう。以下同じ。)) を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステム (設備規則第三条第十号に規定するものをいう。以下同じ。)) の基地局及び陸上移動中継局を 除く。) の検査実施要領 [1 ～ 3 同左]</p> <p>[第 2 同左]</p> <p>第 3 携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局の検査実施要領 [1 ～ 3 同左]</p>
備考 表中の「」の記号は出航しなさい。	

○総務省告示第三百号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三（二）の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三（二）の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

	<p>継局並びにローカル5Gの基地局のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>		<p>動中継局のうちトンネル内に設置された無線設備であつて、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5 空中線電力	<p>【ア～サ 略】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの基地局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(ア)～(カ) 略】</p>	5 【同左】	<p>【ア～サ 同左】</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局にあつては、次のとおりとする。</p> <p>【(ア)～(カ) 同左】</p>
【6～20 略】		【6～20 同左】	
【注 略】		【注 同左】	
【三 略】		【三 同左】	

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第三百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

令和元年十二月二十四日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更前欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、これを削る。

後 取 後

第2 周波数割当表
[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	2545～2575 J 94	移動 (航空移動を除く。) J 148	広帯域移動無線アクセス システムとする。
[略]	2575～2595 J 94	移動 (航空移動を除く。)	広帯域移動無線アクセス システムとする。
[略]	2595～2655 J 94	移動 (航空移動を除く。)	広帯域移動無線アクセス システムとする。
[略]	[略]	[略]	[略]

第2表 27.5MHz～10000MHz

後 取 前

第2 周波数割当表
[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

[同 左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	2545～2655 J 94	移動 (航空移動を除く。) J 148	広帯域移動無線アクセス システムとし、割当ては別表10 ～4による。
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	27.5～28.2 J 250 J 2	固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用
[略]	51	49 移動	電気通信業務用 携帯無線通信用とし、割当ては別表10～3による。
[略]	[略]	固定 J 252	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
[略]	28.2～28.3 J 251	固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用
[略]	[略]	49 移動	電気通信業務用 公共業務用

第3表 10GHz～275GHz

[同 左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同 左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同 左]	27.5～28.5 J 250 J 2	固定衛星 (地球から宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用
[同 左]	51	32 J 249 移動	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10～3による。
[同 左]	[同左]	固定 J 252	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用

	固定	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
28.3-28.5 J 251	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	32 J 249 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]

国内周波数分配の脚注

[J 1～J 295 略]

[別表 1～別表10-3 略]

[削る]

[別表11-1～別表11-3 略]

国際周波数分配の脚注

[注 略]

備考 表中「」の記号は注記をあらわす。

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

国内周波数分配の脚注

[J 1～J 295 同左]

[別表 1～別表10-3 同左]

別表 10-4 広帯域移動無線アクセスシステム用の周波数表

2545MHzを超え2575MHz以下
2575MHzを超え2595MHz以下*
2595MHzを超え2645MHz以下

* この周波数の使用は、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を有する無線局に限る。

[別表11-1～別表11-3 同左]

国際周波数分配の脚注

[注 同左]